



第14回 通常総会が開催されました

6月10日(日)、新しい事業所で正会員が集まり、年に1度の通常総会を開催いたしました。新事務所での最初の総会。正会員30名弱が集い、今年度の方針を話し合いました。

- ・処遇改善費の活用
- ・ヘルパー増員や健康管理
- ・デイサービスの充実



また、昨年度のような大規模災害は、今後避けることは出来ないものと踏まえ、災害発生時の被害を少しでも減らすための対策を考えていくことにいたします。

ヘルパーやケアマネが訪問時、「棚の上のモノは落ちると危ないので、こちらに置きましょう」とか、少し口うるさいことを言うかもしれません。少々の食料・水の備蓄、緊急連絡先の確認など、ひとりひとりそれぞれが行える災害対策を、皆で積み重ねていきましょう。

日々の仕事に取り組みつつ、サービスを向上させ、同時にそのサービスを支える会員たちの健康と待遇の向上を目指していきます。どうぞよろしくお願い致します。



介護のはてな? 「小規模多機能型居宅介護」とは?

平成24年4月の介護保険制度改正により、小規模多機能型居宅介護に、訪問看護のサービス機能を有した複合型サービスが創設されました。

小規模多機能型居宅介護とは、利用者の住み慣れた地域で、通所によるサービスを中心に、スタッフが利用者宅を訪問したり、利用者が宿泊することも出来るサービスです。

訪問や泊まりのサービスは、通所でなじみのあるスタッフにより提供されます。

利用料は1か月単位の定額料金で、利用出来る事業所は1か所のみです。

なお、このサービスを利用している間は、他事業所の訪問介護(ホームヘルプ)や通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)などは利用できません。



最近の ニュースより

お笑いタレントの生活保護問題

親族の扶養が適切でなかったとして、厚生労働大臣が、扶養が出来ない場合にその説明責任を義務付けることを検討すると表明したようです。

一方で、年金生活と比べ生活保護は甘いというような意見もありますし、また一方で核家族化が進む中、親子・兄弟だからといって一律に扶養義務を課すのもどうかという意見もあります。いずれにしても、今後いろいろと議論されることでしょう。

ちなみに、イギリス・ドイツ・フランスなどでは、夫婦及び未成年の子に対する親については、扶養義務を課していますが、今回の場合のように、成人した子が親の扶養を義務とはしていないとのことです。ただし、生活保護率は日本より高くなっています。

